

**「令和元年会社法改正に伴う上場制度の整備について」に寄せられた  
パブリック・コメントの結果について**

当取引所では、令和元年会社法改正に伴う上場制度の整備について、その要綱を昨年12月17日に公表し、本年1月18日まで  
の間、広く意見の募集を行い、その結果、1件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	1. 社外取締役の確保	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号。以下「改正会社法」という。）により、上場会社は社外取締役を1名以上確保しなければならないこととなる以上、有価証券上場規程（以下「上場規程」という。）において、同一の事項を規定するだけであれば、あまり意味はないのではないかと考える。むしろ、上場規程としては、改正会社法により社外取締役1名の確保が義務化されることの結果が、形式的な法的義務の遵守にとどまり、かえって一般株主の利益に反するおそれがあるような状況とならないような方策等を考えることが、ハードローとソフトローの関係に鑑みると妥当なのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 改正会社法において、上場会社のうち、会社法上の大会社に該当しない監査役会設置会社には、社外取締役を置くことは義務付けられません。上場会社における一般株主保護の重要性はそのような非大会社でも共通であることに鑑み、今回の規則改正は、最低限備えるべき体制として、全ての上場会社に社外取締役の確保を求めるものです。</li> <li>※ 上場規則においては、企業行動規範の望まれる事項として独立社外取締役の1名以上の確保を求めることや、コーポレートガバナンス・コードにおいて、独立社</li> </ul>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>外取締役の役割・責務を明示し、その有効な活用を求めることなどを通じて、一般株主保護のための実効性のある上場制度の整備に取り組んできたところであり、引き続き、一般株主保護の方策及其の実効性確保について、検討及び取り組みを行ってまいります。</p>
	2. 株式交付制度の創設に係る制度整備	
	(1) 適時開示事由の追加	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式交付の適時開示における軽微基準についての考え方を示されたい。他の組織再編（合併・株式移転・株式交換など）と異なる取扱いをし、子会社の異動における軽微基準又は募集株式の発行における軽微基準と同様の軽微基準を設けることも考えられる。</li> </ul>	<p>※ 改正会社法において、株式交付が、子会社の取得と対価としての株式の交付を一体として行う行為として組織再編行為に位置付けられていることを踏まえ、適時開示の軽微基準においても、子会社の異動や株式の発行という株式交付の一局面に着目した取扱いはせず、他の組織再編行為と同様の取扱いとすることといたします。</p>
	3. その他	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役の報酬に関する規律の見直しについては、新株予約権の発行に係る適時開示にストックオプションの付与に係る適時開示を統合する以外にも、開示ルール上、横断的な見直しを期待したい。</li> </ul>	<p>※ ご指摘の点に関連して、現在、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「記載要領」（以下「記載要領」という。）に</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>においては、「インセンティブ関係」及び「取締役報酬関係」の記載を求めているところです。取締役の報酬に関する開示全般につき、今後の改正会社法を踏まえた開示の状況を点検しつつ、引き続き開示の充実に取り組んでまいります。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正会社法の下では、株主総会参考書類において、社外取締役候補者に期待される役割の概要の記載が求められる（会社法施行規則74条4項3号）とともに、事業報告において、期待される役割に関して社外取締役が行った職務の概要の記載が求められること（同124条4号ホ）を踏まえ、取引所の開示書類においても、同様の記載を求めることも検討に値するのではないか。</li> <li>・ 社外監査役（候補者）についても、取引所の開示書類において、期待される役割などを任意の記載事項として示すことがあってもよいのではないか。</li> </ul>	<p>※ ご指摘の点に関連して、現在、記載要領においては、「社外取締役の選任状況」に関する「社外取締役の選任の理由」の記載において、個々の「社外取締役の上場会社における役割や機能について記載することも考えられ」る旨を示すとともに、「現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」においても「上場会社における社外取締役の役割や機能」について記載を求めているところです。また、記載要領では、「社外監査役の選任状況」の記載に関しても、個々の「社外監査役の上場会社における役割や機能について記載することも考えられ」る旨を示しているところですが、今後の改正会社法を踏まえた開示の状況を点検しつ</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		つ、社外取締役及び社外監査役の役割等に関する開示の在り方について、引き続き検討してまいります。
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式交付により子会社となる会社は、株式交付の当事者とはならないところ、上場会社を子会社とするための株式交付を行う場合、当該上場会社においては、実務的には公開買付けの対象会社としての意見表明の開示が必要となるが、かかる意見表明の開示に関する実務と上場子会社をめぐる近時のルール整備との整合性を考えていくことが必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ ご指摘のとおり、上場会社を子会社とするための株式交付が行われる場合、当該上場会社においては、公開買付けに関する意見の公表の時点で（株式交付が資本提携の一環として行われる場合は、当該上場会社において資本提携に関する決定があった時点で）投資者に対して適時かつ適切な情報開示を行っていただくこととなります。</li> <li>※ 当取引所は、支配株主を有する上場会社等における少数株主保護を図るため、上場制度を整備してきたところです。公開買付けに関する意見の公表の段階、すなわち株式取得により支配関係が生じる前の段階において、少数株主保護のための措置を求めることも考えられるというご指摘の点も踏まえ、引き続き、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」</li> </ul>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		及び「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」等を通じて、必要な保護の枠組みについて検討を進めてまいります。

提出者： 1～5=上場会社法制の在り方を考える会

以 上